

大規模事業評価の答申への対応方針について

令和元年12月9日に岩手県政策評価委員会に諮問し、令和2年1月24日に答申を受けた大規模事業の事前評価について、次のとおり対応方針を決定しましたのでお知らせします。

1 対応方針

(1) 事前評価

【盛岡南公園野球場（仮称）整備事業（文化スポーツ部所管）】

答申において、評価内容が妥当と認められたことから、事業を実施する。

2 【参考】大規模事業評価専門委員会における審議経過

- ・ 令和元年12月20日 第4回専門委員会（諮問審議）
- ・ 令和2年1月17日 第5回専門委員会（継続審議、答申案の検討）

大規模事業評価の答申への対応方針（令和元年12月9日付けで諮問したもの）

内 容	対応方針案
令和元年12月9日付け政推第181号で諮問のあった大規模施設整備事業の事前評価について、次のとおり答申します。	
【事前評価】 ○ 盛岡南公園野球場（仮称）整備事業 <審議結果> 「事業実施」とした県の評価は妥当と認められる。	≪文化スポーツ部≫ 答申において、評価内容が妥当と認められたことから、事業を実施する。